

一般社団法人 日本小児血液・がん学会

第 48 回（令和元年度第 4 回）理事会議事録

日 時：令和元年 11 月 13 日（水） 15：30～17：30

場 所：広島コンベンションホール 3F 大ホール 3A（第 4 会場）

広島市東区二葉の里 3-5-4 広テレビビル

出席者：細井 創（理事長）、真部 淳（副理事長）

足立壯一、天野功二、井上健、今泉益栄、大植孝治、小野滋、上條岳彦、上別府圭子、木下義晶、滝田順子、西川亮、副島俊典、松本公一、盛武浩、米田光宏、康 勝好
（以上理事）

菊田 敦（監事・第 62 回学術集会会長）、越永従道（監事・第 64 回学術集会会長）、
檜山英三（第 61 回学術集会会長）、井上雅美（第 63 回学術集会会長）

議 長：細井理事長

冒頭に、本日の理事出席者数は 22 名中 22 名であり、定款施行細則第 8 条第 3 項に定める成立定足数を充たしているため、本理事会は成立することを確認し、以下の議案について逐次審議に入った。

I. 前回理事会議事録（案）の確認

議長より、前回議事録（案）が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

II. 審議事項

1. 入会申請者の件

松本庶務・財務委員長より、資料をもとに、正会員 7 名の入会申請者が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

また、シャイアー・ジャパン株式会社（前武田薬品工業株式会社）が、社内規約上継続が難しいとの理由で退会となったことが報告された。

2. 学術著作権協会への権利委託について

井上学会誌編集委員長より、資料をもとに、以前より学術著作権協会へ複写権の委託がなされていたが、今後は紙媒体での契約からオンラインでの契約に切り替えることへの承認が求められ、異議なく承認された。補足として、複写に関して依頼があった場合、協会へ 25%、本会へ 75% マージンが入ること、転載に関しては従来通り本会の規則に則り進めていくことが報告された。

3. CLIC 受講証の再発行料について

大植教育・研修委員長より、資料をもとに、受講証を紛失した者へ受講証を再発行するのに再発行料 ¥2,000 円を請求することについて議場へ承認が求められたところ、異議なく承認された。

また、がんの子どもを守る会より海外留学助成金事業について、助成対象者選定作業が本会理事会に依頼されていることが報告され、承認が求められた。本理事会中に複数の候補者への投票によって

助成対象者を選定し、その結果をがんの子どもを守る会へ報告することが承認された。

4. その他

1) 第 19 回国際小児脳腫瘍シンポジウムについて

真部社会・広報委員長より、ISPNO が来年開催されるため、ポスターを本会研修施設および本会年次学術集会のポスター送付先施設に送付することについて議場に承認が求められ、異議なく承認された。

Ⅲ. 報告事項

1. 庶務報告

松本庶務・財務委員長より資料をもとに、前回理事会以降の入会申請者は 7 名であり、正会員数が 2,225 名と報告された。賛助会員についてはシャイアー・ジャパン株式会社が退会のため 1 社減の動きがあったことが報告された。

2. 理事長報告

1) 「成人・小児進行固形がんにおける臓器横断的ゲノム診療のガイドライン」の販売部数に基づく印税の按分について

本ガイドラインは JSCO, JSMO の 2 学会が編集、JSPHO が協力をし、本ガイドラインに関わる費用を JSMO/JSCO で折半している。そのため、国立がん研究センター東病院の吉野孝之先生より印税については『資金拠出の編集学会である JSCO, JSMO の 2 学会で等分』することを提案された旨の報告があり、議場に承認を求めたところ、異議なく承認された。

2) 第 18 回日本臨床腫瘍学会学術集会について

2021 年 2 月 18 日（木）～20 日（土）に開催される同学術集会において、日本小児血液・がん学会/日本臨床腫瘍学会合同シンポジウムの形式で議論を行いたい旨、日本臨床腫瘍学会より提案書を受領した。期日が迫っていたため、本学会として承諾し、合同シンポジウムの企画担当として、滝田順子先生、檜山英三先生を本学会から推薦したことが報告された。

3) 本学会への寄附について

本会会員（匿名希望）より、小児病理医育成と病理学研究の推進のため、本会へ総額 1,000 万円の寄附申し出があり、あわせて下記の提案がなされたことが報告された。

名称：病理病態研究学術奨励賞

対象：下記の条件をすべて満たす者

- (1) 小児病理病態学分野の英文論文の筆頭著者
小児病理学、小児病態学の分野の優れた基礎研究、ならびに臨床研究に贈る
- (2) 日本小児血液・がん学会会員（会員歴 5 年以上）
- (3) 年齢 45 歳未満
- (4) 2 名まで

選考方法：公募。選考委員会で選考し、理事会で承認する

副賞：10 万円 + 記念品（寄付金から）

寄付：(1) 匿名でお願いします

- (2) 1,000 万円

本件につき審議したところ、寄附を受け入れることとした。また、使途を明確化するため文書として残しておくべきという意見が挙がり、基金の管理方法、基金の規則、選考基準等を定め、来年度から運用する方針となった。今後、西川学会賞等選考委員長が詳細を寄附者と打ち合わせしていくこととなった。

4) グルカルピターゼの厚労省への要望について

日本整形外科学会理事会として、PMDA から追加試験を指示された状態で要望書を提出するのは、以前交渉が難航した経験上、望ましくないと判断された旨の報告があった。あわせて関連企業からの示唆もあり、本学会としても慎重に進めていく方針が報告された。

3. 常設委員会報告

1) 規約委員会

・定款施行細則-常設委員会について

副島規約委員長より、前回理事会で委員長の資格として評議員と入れるべきではないか、また、担当理事正副 2 人にするべきではないか、等の意見が述べられたことに対し、以下の内容を定款施行細則に修正・追加したことが報告され、承認された。

第 15 条 2 項 委員会には担当理事正副 2 名が理事長より指名される。理事は、複数の委員会の担当を兼務できる。

第 15 条 7 項 委員は原則として評議員の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし、委員長は当該委員会委員のなかから当該委員会で互選する。

なお、理事は 2 つ以上担当を持たないとならないのではないか、委員会は評議員だけでなく正副どちらかの担当理事が出席しないと成立しないのではないか、等の意見が述べられた。また、理事は疾患委員会の委員にはなれないが、理事でもその下部小委員会委員にはなれることが確認された。

これらの点については、次年度から適応に向けて上記内容を精査し、盛り込んでいくこととなった。

・定款施行細則-旅費規定について

副島規約委員長より他学会と旅費上限額を比較し、本学会旅費上限額を 15,000 円に変更することについて議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

2) 学術集会プログラム委員会

米田学術集会プログラム委員長より、抄録集について、共同演者の数が多いため本文のフォントが小さくなり読みにくくなっており、結果として抄録集が分厚くなり郵送料が余計にかかる問題が発生していることが報告された。委員会として上記問題を解決するため、次年度の学術集会より共同演者は発表者を入れて 10 名以内とし、共同研究、特に臨床研究は筆頭者の所属は記載するが、その他は委員会名や研究グループ名に留めるといった方針が委員会内で検討されていることが報告され、次回理事会で本件を審議することとなった。

3) 学会賞等選考委員会

西川学会賞等選考委員長より資料をもとに活動報告がなされた。

議場より学会賞等選考委員会のメンバー構成について、現在小児外科系の委員が 1 名しかいないが、学術賞の趣旨を鑑みて様々な領域の先生が委員として在籍すべきであり、次回委員会構成の際には見直して欲しいとの意見が述べられた。

4) 研究審査委員会

上條研究審査委員長より、資料をもとに研究審査状況が報告された。

5) 看護委員会

上別府看護委員長より、この度承認された臨床研究倫理審査 65 の実施を始めるにあたり、過去年度に未使用であった 30 万円の予算が残っており、年度が切り替わったため本件において使用して良いか確認が行われ、了承された。

6) 教育・研修委員会

大植教育・研修委員長より資料をもとに以下の報告がされた。

- ・地区セミナーが 2020 年 1 月 11 日（土）15-17 時 広島大学病院で開催される予定である。
- ・次年度は東北のセミナーが復活する予定で、北海道と併せて計 5 か所で開催の予定であり、次回理事会で詳細について報告する方針である。
- ・次年度の教育セミナーに関しては、3 か年計画の 1 年目として次回学会時の委員会で検討する。来年 1 月には講師を選定し、次回理事会で報告する予定である。
- ・CLIC の申込後のキャンセルに対して、次回から 2 週間前以降のキャンセルに対して振込後返金は認めない方針とする。
- ・次年度以降の CLIC については、国立がんセンターからの委託実績のある業者（アイズプロダクション）に委託する方針とし、次回開催の際に 1 名事務員を派遣してもらう予定である。

7) 専門医制度委員会

滝田専門医制度委員長より、資料をもとに 2021 年問題への対策案について報告された。2021 年 4 月 1 日には暫定指導医のうち、2011 年 4 月に認定されたものはその資格を失う。小児がん認定外科医が常勤していない施設は研修施設要件を満たせない。上記により本年施行した研修施設の現況調査結果より、回答のあった 104 施設中 70 施設が要件を満たせなくなると予想される。

対策案としては以下が提案された。

1. 複数の施設による専門研修施設群を形成し、ここに指導医および認定外科医が常勤していれば研修施設として認める。

(ア) オプション 1：現在定められている診療協力施設（規則 40 条）を利用する。診療協力施設に指導医および認定外科医が勤務していればよい。この場合、診療協力施設と研修施設の協力体制を明示していただく必要がある。

(イ) オプション 2：研修施設群の基幹施設を別途制定し、ここを中心に研修施設群を形成する。

① 基幹施設の要件として、以下 2 案の可能性を検討する。

1. 小児がん拠点病院：研修施設群は 15 となる。

2. 基幹施設要件として、小児がん認定外科医常勤かつ小児血液・がん指導医 2 名以上常勤とする。

→2.の要件で該当するのは 9 施設（拠点病院以外 3 施設：大阪母子、国がん、鹿児島大）

→指導医・認定外科医とも 1 名以上とすると 34 施設（拠点病院以外 21 施設）

2. 小児がん認定外科医要件の緩和

(ア) がん治療認定医資格を持っていない場合、以下の2つの要件を求める。

- ① 小児血液・がん専門医試験のうち、小児腫瘍、トータルケア、倫理・研究の領域の問題を受験し合格していること。
- ② がん治療認定医のe-learningを受講していること（○単位以上）。

(イ) 手術経験が豊富な小児外科医にはがん治療認定医資格や専門医試験合格を免除する（これを入れると過去にがん治療認定医を取得した認定外科医からクレームが出る可能性あり）。

- ①手術要件案：小児がん症例の腫瘍摘出術（部分切除を超える摘出術）を執刀医または指導助手として50例以上経験していること。（例外規定をつけない：通常認定外科医要件は20例で、うち執刀医または指導助手として腫瘍摘出術10例（うち5例は部分切除、生検を可とする）が必須条件）

3. 規則・施行細則改正の行程

(ア) 認定施設要件、小児がん認定外科医要件の改正が必要であることから、専門医制度規則を改定する必要がある。規則の改正は理事会および総会の承認を要する（規則第52条）

(イ) 2021年4月1日時点で問題が生じてくるため、規則の改正は2020年11月の学術集会時総会までに承認を受ける必要がある。さらに、各施設の準備期間を考慮するとそれより1回前の総会、つまり2020年6月の通常総会での承認を目指すべきと考える。

(ウ) 総会までにパブリックコメントまたは周知期間を設ける必要があるため、今年度内に規則・施行細則の改正について理事会承認を受け、1か月程度の周知期間を経て6月の総会で承認を得るのがよいと考える。

上記の報告がなされ、議場より以下の意見が述べられた。

・小児がん認定外科医要件の緩和の（イ）については、一旦緩和すると際限がなくなる可能性があるため反対である。

・専門医制度委員会で挙げた対策案の中で優先順位を決めて、一本化して議論していくのが効率的なのではないか。

・小児がん認定外科医要件の緩和の（ア）について、この内容は暫定的なものなのか、取得したら資格を持ち続けるようになるのかという問題があるのではないか。

また、会員から小児がん認定医の更新時期になるが、この更新要件では開業医が更新出来ないという意見があり、今後学会として開業医等の更新に対してどのようなスタンスでいるべきかが問われた。

この問いに対し、

・小児がん治療はトータルケアであり、大病院での高度専門治療だけでなく開業医も含めたケア・フォローアップをしていく側面もあるため、開業医が離れていくのは望ましくない。

・専門医の質が担保されない。社会的な批判、患者への信頼が得られない。更新される先生からの風当たりが強い。学会としてのスタンスも今後考えていかななくてはならない。

といった議論がなされた。

上記を踏まえ、継続審議をしていくこととし、次回理事会の際には一本化した案を提出することとなった。

・

8) 社会・広報委員会

真部社会・広報委員長より、資料をもとに、本学会ホームページ運営担当について、現委託会社から（株）WAA インターナショナルに移行手続きをすることが報告された。来年1月にサイト修正作業、2月中旬にドメイン切り替え、移管完了が予定されている。

9) 保険診療委員会

今泉保険診療委員長より、フェンタニルクエン酸塩経皮吸収型製剤の小児がん疼痛の保険適用の追加に関して、本学会から厚労省へ要望書を提出することについて議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

10) 国際委員会

康国際委員長より以下の内容が報告された。

- ・日韓ジョイントシンポジウムが学術集会3日目に開催される。
- ・KSPHO から本学会宛てに演者推薦の依頼があり、聖マリアンナ医科大学・森 欽也先生、名古屋医療センター・関水匡大先生を推薦し、講演が行われた。
- ・WHO 小児がん project が立ち上がり、本会としても日本小児がん研究グループおよび国立医療センターとの連携のもと協力し、今後具体的な行動に向けてWG等を組織していく方針である。

4. その他委員会報告

1) 長期フォローアップ・移行期医療委員会

細井長期フォローアップ・移行期医療委員長より、厚生労働省がん疾病対策課としては来年度も財務省へ LCAS 事業予算を申請しており、一年間は猶予期間が設けられたことが報告された。今後も学会として本事業を継続出来るよう討議していく方針である。

2) 遺伝性腫瘍委員会

真部遺伝性腫瘍委員長より、資料をもとに委員会の活動報告がなされた。

5. 学術集会準備報告

1) 第62回日本小血液・がん学会学術集会

菊田次期会長より、準備状況について、以下の報告がなされた。

- ・日時：2020年11月20日～22日
- ・場所：郡山市ビッグパレットふくしま

2) 第63回日本小児血液・がん学会学術集会

井上次々期会長より、準備状況について、以下の報告がなされた。

- ・日時：2021年11月25日～27日
- ・場所：大阪国際会議場

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。